

※以下の内容は公募時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

グローバル・エコシステム連携事業の実施に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と ●●●●（以下「乙」という。）は、「グローバル・エコシステム連携事業」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本事業の目的）

第1条 東京・日本のスタートアップのグローバルな成長を加速させるためには、海外のスタートアップエコシステムとの交流を通じて、東京・日本のスタートアップエコシステムのグローバル化を進めることが重要である。

そこで本事業では、世界各地のスタートアップ支援機関（以下「グローバルHUB」という。）と連携し、東京のスタートアップの海外派遣等を行うプログラムや、東京・日本におけるスタートアップエコシステムの関係強化を目指すプログラムなど、HUBを入口とした東京・日本と世界のプレイヤー間の交流を加速させる取組を行う。これらの取組により、東京・日本のエコシステムのグローバル化につなげていくことを目的とする。

本協定により、その実施に当たって必要な基本的事項を定める。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（事業責任者）

第3条 乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務実施の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任すること。事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（本事業の内容）

第4条 次の各号の内容について、乙が作成した応募時の企画（以下「事業計画」という。）に基づき、甲と乙が連携して実施する。

(1) 海外拠点でのプログラム

- ① グローバルHUBとの連携関係の構築
 - ② グローバルHUBと連携した、海外拠点でのプログラムの企画サポート
 - ③ グローバルHUBとのプログラムに参加するスタートアップのソーシング
 - ④ グローバルHUBとのプログラムに参加するスタートアップの選定
 - ⑤ グローバルHUBとのプログラムの実施におけるスタートアップ等への支援
 - ⑥ プログラム受講スタートアップへのアフターフォロー
- (2) 東京のエコシステムのグローバル化促進プログラム
- ① グローバルHUBとの連携関係の構築
 - ② グローバルHUBと連携したプログラムの企画サポート
 - ③ グローバル・エコシステム連携強化に向けた国内事業者等の誘引・巻き込み
 - ④ 東京のエコシステムのグローバル化促進に向けた取組の企画・実施
 - ⑤ 海外スタートアップと国内事業者等との協働の実現に向けた継続的なフォロー

(責務)

第5条 甲は、乙の本事業の趣旨に沿った事業計画に基づく取組を支援するとともに、その成果創出に向けた、応分の原資・インセンティブとして協定金を支払うものとする。乙は、事業計画に基づき、甲及び関係機関と連携しながらスタートアップエコシステムのグローバル化に資する取組を計画的かつ誠実に実施するものとする。

(役割分担)

第6条 本事業の実施における甲乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の業務分担

- ア 事業計画実施等に係る協議及び助言に関すること
- イ 事業計画に基づく取組の検証・評価
- ウ 協定金の支出（甲は乙に対し、協定金の支出以外に、一切の債務を負わない。）
- エ その他本事業の円滑な実施に向けて甲乙が協議により定めること

(2) 乙の業務分担

- ア 事業計画に基づき、計画的かつ誠実に本事業の円滑な進行に向けたプログラム等を企画・実施すること
- イ 事業内容等の効果的な発信を行うこと
- ウ その他本事業の円滑な実施に向けて甲乙が協議により定めること

2 甲は、自己の分担業務について、第三者への委託等により、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。

3 前項の場合、甲は、乙にその受託者を通知する。

(事業計画の変更)

第7条 乙は、事業計画の内容を変更しようとするときは、甲に協議の上、承認を得るものとする。

(事業報告)

第8条 乙は、事業計画に基づき、協定期間終了時の甲が指定する期日までに、当該事業期間の事業報告及びKPIの達成状況について、根拠書類とともに甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の内容を含む本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

3 乙は四半期毎に事業進捗状況を甲に報告する。

(効果検証・評価)

第9条 甲は、前条による報告を受けた場合、その報告内容の妥当性やKPIの達成状況等について検査するとともに、外部有識者等で構成される評価委員会による成果評価を併せて行う。その後、甲は結果を乙に通知する。

(協定金の額の決定)

第10条 甲が乙に対して支払う協定金の額は、最大200,000,000円（内最大180,000,000円を基準額となるKPI評価額とし、最大20,000,000円を成果評価額とする。消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、前条による検査及び評価に応じて、協定金額を決定する。

(協定金の支払)

第11条 乙は、前条により決定した協定金の支払を甲に対して請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めるときは、協定金額を乙に支払うものとする。

2 協定金額は原則として協定期間終了後、一括で支払う。ただし、協定金額のうちKPI評価額が確定した部分については、前2条の成果評価の前に、検査を経て四半期単位で支払うことができるものとする。

3 協定金額又はその一部は、甲が乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(経理)

第12条 乙は、本事業に関して、経理を明確にし、帳簿等関係書類を整理するものとする。甲が乙に対して帳簿等の閲覧を求めた場合は、乙はこれに誠実に対応するも

のとする。

- 2 乙は、事業終了後5年間は本事業に関する帳簿等関係書類を保存するものとする。

(甲乙の解除権及び解除に伴う措置)

第13条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき
- (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要があるとき
- (3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき
- (4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、状況に応じて乙に対して協定金の返還を求めることができる。

(延滞金及び違約加算金)

第14条 甲が前条の規定により乙に協定金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

- 2 前条第1項第1号から第3号までに該当し、本協定を解除して、甲が乙に協定金の返還を求めた場合においては、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協定金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金の計算)

第15条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた協定金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(損害賠償責任)

第16条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(暴力団等の排除)

第17条 乙は、本事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取扱い)

第18条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

(裁判管轄)

第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報公開)

第20条 本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象とする。

(本事業の公表)

第21条 甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、本事業の結果得られたものであることを明示するものとする。

2 甲及び乙は、本事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(権利の帰属)

第22条 本事業の実施に当たり、乙の業務に付随して得られた成果・著作物に対する著作権等は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による成果物を無償で利用できるものとし、この場合甲及び乙は著作者人格権を行使しない。

(印刷物の作成)

第23条 乙は、甲の共催・後援名義等の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定の変更)

第24条 甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(情報の開示)

第25条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ協定事業の実施に関して必要な資料、必要な機密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本協定の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(事前通知事項)

第26条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重要な変更
- (2) 代表者、商号・名称、又は住所の変更
- (3) 本事業に関する事業の全部又は一部の譲渡
- (4) その他、支配権に実質的な変動を生じさせる行為

(協定期間終了後の効力)

第27条 本協定が、期間満了若しくは解除等により終了した後においても、第12条（経理）、第13条（甲乙の解除権及び解除に伴う措置）、第14条（延滞金及び違約加算金）、第16条（損害賠償責任）、第17条（暴力団等の排除）、第18条（個人情報への取扱い）、第19条（裁判管轄）、第20条（情報公開）、第21条（本事業の公表）、第22条（権利の帰属）及び本条の規定は存続するものとする。

（協議）

第28条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
	名称	東京都
	代表者	東京都知事 小池 百合子

（乙） 所在地

商号又は名称
代表者